

ニュースレター

No. 7
2020.9



市民の誰もが安心して暮らせる国分寺市をつくりたい。

このニュースレターは、さまざまな分野の地域課題を共有し、一つひとつの解決に向け、連携して取り組んでいく、障害者地域自立支援協議会の報告をお届けするものです。令和2年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大で始まり、今や都内全域で感染者が確認されています。この大変な状況の中でも国分寺市は、行政と民間が分野を越えて一つのチームとして連携し、どんな時もすぐつながれる地域を目指していきます。

「安心」という言葉から、人々の中で生きていくことを考える

足立 剛 弁護士

今回の寄稿を機会に、自分の仕事が「誰もが安心して暮らせるまちづくり」という本誌のテーマにどのように貢献できているだろうか、一考してみました。

弁護士として、さまざまな仕事を担当してきました。離婚事件の代理人や後見人、時に刑事事件の弁護人など、いろいろな立場があります。すべてに共通するのは、それらに依頼者がいるということです。弁護士の仕事は、依頼者の要望が何とか実現されるよう頑張ることに尽きます。うまくいけば、結果として、依頼者の「安心」した生活が実現されます。

しかし、「安心」は、個人の主観的な考えに大きく依存したもので、人それぞれ違います。誰かの思う「安心」を実現しようとするれば、他の誰かの思う「安心」が損なわれる可能性があります。

弁護士は、法律等のツールを使って、常識的な基準を模索し、いろいろな問題を解決へと導かねばなりません。もちろん、依頼者の利益は優先されますが、相手方や関係者の「安心」も損なう結果にならないよう悩みながら、慎重に仕事を進めます。その態度が、相手方に対し「優しすぎる」と依頼者から言われてしまうこともあります。それは、依頼者と私の考える「安心」に、著しい差が生じる場合に起こります。そんな時は、すぐには投げ出さず、何とかそ

の差を埋めようと努めます。それというのも、どちらか一方だけが、優先される生活は、「誰もが安心して暮らせる」という状況とは程遠い結果となってしまふことになるからです。

つまり、私の考える弁護士とは、さまざまある「安心」を十分に理解しつつ、客観的に裏付けられた「安心」を引出し、バランス感覚を持って、問題を解決していくという職種なのです。

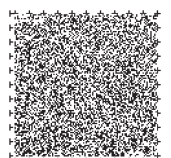
福祉の現場も同様で、地域で暮らす支援が必要な人とそれを支える人、双方の「安心」が一致していると、支援しやすいのではないのでしょうか。難しいのは、そこに大きな齟齬がある時です。その人の考える「安心」が客観的に実現し難い時に、支援を受けても満足できず、支援する側の人も大変な思いをしてしまいます。このような時は、支援が必要な人への丁寧な説明が大切で、支援者も悩みを一人で抱え込まない状況をつくる必要があります。

弁護士は、客観的に裏付けられた「安心」とは何か、ということをもっと整理して関係者等に分かりやすく提供します。互いに思う「安心」に著しい差がある場合でも、みんな「まあ、これならば良いかなあ。」と思えるようなレベルを探していきます。

国分寺市では、日頃から、福祉関係機関や士業*とのコミュニケーションをとっている方だと思いますが、置かれた立場をもっと率直に伝えあって、十分に互いを理解し合い、支援を必要とする人が考える「安心」に少しでも近づくことができるとさらに良いです。法的なアドバイスだけでなく、事実的な調整役ができるはずですので、その際は、ぜひ、弁護士もそのネットワークに入れてください。

*士業：弁護士、司法書士、行政書士、税理士など語尾に士と名の付く職業。

※国分寺市障害者地域自立支援協議会の相談支援部において発行する『あなたと私の権利を守るサポートBOOK』〈あんしん相談ナビ・シリーズⅡ〉のリーガルチェック（法的な観点からの確認）を足立弁護士に担当いただきました。



東京弁護士会所属。2008年9月の弁護士登録以降、多摩地域で活動し、2017年4月から、国分寺駅北口に武蔵国分寺法律事務所を開設。成年後見・相続・離婚・交通事故・債務整理・不動産問題・刑事など、主に個人や中小事業者の方々の案件に携わることから、国分寺市地域包括支援センター運営協議会や国分寺市社会福祉協議会権利擁護センター運営委員会などの委員として、福祉問題にも取り組んでいる。

—プロフィール—
あだち・ごう

インタビュー…

冊子『あなたと私の権利を守る サポートBOOK』を発行！ ～書類手続き・金銭管理編～

国分寺市障害者地域自立支援協議会、相談支援部会より『あなたと私の権利を守るサポートBOOK』<あんしん相談ナビ・シリーズⅡ>が発行されるにあたり、相談支援部会の部会長と副部会長にお話をお聞きしました。



相談支援部会：部会長
土井 満春
国分寺市地域活動支援センター虹
施設長



相談支援部会：副部会長
北邑 和弘
国分寺市社会福祉協議会
地域福祉係 係長



『あなたと私の権利を守るサポートBOOK』を作成した経緯をお聞かせください。



土井 相談支援部会のメンバーは、障害・高齢・児童福祉分野、地域関係者、市の職員から構成され、市内のさまざまな分野の人々が定期的に集まり、横断的な課題を話し合っています。昨年度の議論のなかで、日常的な契約行為や署名代行等に関して、支援者が、サービス利用者からどのようなご要望をお預かりし、どのように応じておられるのかが話題となりました。そのような現場の声を集めたガイドラインを一冊に、わかりやすくまとめました。

北邑

判断能力はあっても、疾病等の身体機能の面から、自らの意思を表に出しづらい方に対する支援は、現在の福祉サービスだけでは解決が難しいことがあります。代筆・代行、金銭管理について、事業所ごとに支援の手順を定め、時に支援者が葛藤を抱え、法的な後ろ盾がないなか、善意で支援を行う場面もあると聞きました。この冊子のQ.A.は、支援者の行為そのものを禁止するものではなく、サービス利用者や支援者の双方の権利を守るための対応を検証した内容になっています。



発行に際して、冊子の監修にあたった足立弁護士からは、どのようなアドバイスがありましたか？

北邑

リーガルチェック（法律的な観点からの確認）では、民法上、支援者が応じた行為は、いずれの場合も法的に問題はないとのことでした。ただし、支援に入る事業所は、記録と証拠化を徹底し、支援者がなるべく複数人で対応すると良いとアドバイスがありました。些細なお願いごとでも、記録という形式で残しておくことが大切になります。



この冊子は、どのような支援場面で使ってほしいですか。



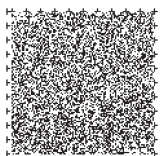
土井 支援者の訪問先や外出先で、代筆や捺印を求められた時の咄嗟の判断の参考にしてください。また、当事者の生活や権利を守る日常の生活場面で、ぜひ、この冊子をご活用いただけたらと思います。



今後の課題には、どのようなことがありますか？



土井 障害当事者の判断能力の低下に伴う課題、意思表示が難しい方の意思の汲み取り方については、引き続き、相談支援部会を通じて、支援者間の勉強会等を重ね、地域の皆さまと共に考えていくべき課題だと思っています。相談支援部会は、今後とも市内の各機関のコンセンサスをはかりながら、皆さまのお声を反映できる話し合いを進めてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



冊子に関する問合せ先：
国分寺市障害者基幹相談支援センター
☎：042-320-1300

新型コロナウイルス感染予防対策 (COVID-19) —グループホーム・居宅支援版—



去る、7月31日cocobunjiプラザ リオンホールにて、社会医療法人社団健生会 立川相互病院 医療安全管理室 感染管理認定看護師・伊藤 淳 氏を招き、「障害者施設における感染症対策研修」が開催されました。当日は、市内にある障害者のグループホームの職員代表者を含む、計36名が集まりました。



Point

1

感染対策の基本 「標準予防策」の徹底

これにつぎる!

「標準予防策」とは、感染症の有無に関わらず、すべての人の①血液、②汗を除く体液、分泌物、排泄物、③粘膜、④損傷した皮膚を、感染性がある物質とみなし対応することです。

そのために、「標準予防策」として、

- ・手指衛生 (手洗い・手指消毒)
- ・个人防护具の使用 (手袋・マスク・ガウン・エプロン・ゴーグル・フェイスシールド)
- ・呼吸器衛生・咳エチケットなどを徹底することが大切です。



Point

2

手指消毒のタイミング なかでも、手指衛生の徹底が一番です。

WHO (世界保健機関) が医療機関に推奨する手指衛生の5つのタイミング

- ①患者に触れる前 ②清潔/無菌操作の前 ③体液に曝露された可能性のある場合 ④患者に触れた後 ⑤患者周辺の物品に触れた後

日常生活で、感染を避けるための手指衛生の7つのタイミング

- ①外出先から帰った時 ②咳やくしゃみ、鼻をかんだ時 ③ご飯を食べる時、前と後! ④掃除の後 ⑤トイレの後 ⑥病気の人へのケアをした時 ⑦共有のものに触った時、など



Point

3

手指衛生の考え方 洗浄⇒汚れを落とす 消毒⇒微生物の低減

洗浄剤でしっかりと汚れを落とし、その後消毒剤で微生物の低減が必要です。洗浄なくして消毒は完全には行えない!

講師コメント

立川相互病院 感染管理認定看護師・伊藤 淳 氏

新型コロナウイルスの正しい知識を持ち、正しく恐れ、正しく付き合っていくことが秘訣となります。特に、手指衛生を含む標準予防策の徹底、全職員がマスクを着用するユニバーサルマスクが重要です。業務時間内のみならず、時間外でも密を避けて、各自の行動に責任を持つこと、微熱や軽度の咳が出たら勤務をお休みするなど、

休みやすい職場づくりも大切です。

職員のなかで、1人でも感染対策ルールを守らないと効力を失ってしまうのが、感染対策の難しい点です。感染対策ルールを守らない人が増えるほど、利用者は危険にさらされます。みんなで力を合わせて、新型コロナウイルス感染対策を頑張っていきましょう!



参加者の声

講義の終盤で、参加者1人ひとりの手に、蛍光塗料入り的手指消毒液が配られました。各々15秒間、両手にすりこんだ後、講師がブラックライトを当てると、消毒液が塗られた部分のみ白く発色しました。この演習で、特に、親指や手の甲、手首、指先の消毒が忘れがちになることがわかりました。各施設に戻り、早速、支援に活かしていきたいです。

講師のお勧め資料①

諏訪中央病院総合診療科の玉井道裕医師が作成。

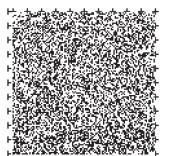
「新型コロナウイルス感染をのりこえるための説明書」

<http://www.suwachuo.jp/info/2020/04/post-117.php>



講師のお勧め資料②

「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対応する職員のためのサポートガイド」日本赤十字社 http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200330_006139.html



レポート Report

全体会

令和元年度（2019年度）は「地域生活支援拠点等に必要な機能の充実・強化」をテーマに、6月19日（第1回）、10月28日（第2回）に開催しました。3月27日に開催を予定した第3回は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となりました。尚、全体会及び各専門部会委員の任期が、6月30日で満了しました。新たに第2期の委員が、7月1日付で委嘱され、委員の任期は3年間となります。

令和元年度の成果は、精神保健福祉部会を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議の場に位置付けたこと、そして、市内8か所の相談支援事業所を地域生活支援拠点に位置付け、地域生活支援拠点等の機能の充実と強化を図ったことです。

令和2年度は「障害者計画等の策定を見据えた、地域課題の解決につながる方策の検討」をテーマに協議を行っていく予定です。

就労支援部会

令和元年度は、①就労支援に関する地域課題の掘り起こしと各課題解決のために必要な取組についての協議、②就労支援関係機関による連携強化のための仕組みづくりについての協議、③作業部会（農福連携に関する協議・国分寺障害者施設お仕事ネットワーク・就労移行支援事業所連絡会）を設置し、取組内容等の検討をテーマに協議を行いました。

9月には国分寺ぶんぶんチャンネル（J:COM）で国分寺障害者施設お仕事ネットワークの活動と各施設の自主生産品の紹介を行い、併せて国分寺市のホームページにも各施設の自主生産品等をPRするポータルサイトを開設しました。

令和2年度は、新型コロナウイルスにより福祉分野のみならず地元企業（JA・商工会・商店会連合会等）にも大きな影響が生じていることから、この困難を乗り越えるためのさまざまな連携のあり方を模索していく予定です。

相談支援部会

令和元年度は、①地域生活支援拠点等の充実にに向けた地域資源調査、②意思決定支援及び日常的な契約・確認行為における署名代行等のガイドライン策定に向けた協議、③相談支援事業所間及び障害児通所支援事業所間の連携、情報共有等の横のつながりの強化、④福祉人材不足解消に向けた地域の人材の掘り起こし、⑤大規模災害時における、避難所等での要支援者対応をテーマに協議を行いました。

意思決定支援及び日常的な契約・確認行為における署名代行等のガイドライン策定については、利用者の日常生活を支えるなかで支援者が署名の代筆や、捺印の代行をせざるを得ない場面が発生していることから、『あなたと私の権利を守るサポートBOOK』の発行を目指し、法的な視点で専門家からの助言を受けました。

令和2年度は、①新型コロナウイルスへの対応の検証と今後の対策、②教育分野との連携をテーマに協議を行う予定です。

また、相談支援事業所連絡会（月1回）と障害児通所支援事業所連絡会（年2回）を開催します。



精神保健福祉部会

令和元年度は、①「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議、②精神科病院に長期入院している市民の実態把握、③精神障害者の災害時の対応について課題と対応の協議等をテーマに掲げ、協議を継続しました。また、当部会と地域移行に関する研修会の連動を試みたほか、障害当事者家族の話を直接伺う機会を設け、家族支援に関する協議、さらに、東京都の精神科医療連携事業の情報共有等を行いました。

令和2年度は、昨年度実施した長期入院者の実態把握のためのアンケート（31医療機関中28医療機関より回答あり）の結果をもとに、精神科病院へのアプローチ方法を検討します。また、長期入院者の退院支援に向けたチームを形成し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議につなげます。そのほか、昨今のコロナ禍における新型コロナウイルスへの対応に関する協議も通年で行い、感染症対策を含めた災害時の対応について包括的に協議を行う予定です。

発行

国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレター No.7
令和2年（2020年）9月発行
発行：国分寺市障害者地域自立支援協議会
編集：国分寺市障害者地域自立支援協議会 事務局

国分寺市福祉部障害福祉課
〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1
☎：042-325-0111 FAX：042-324-6831

国分寺市障害者基幹相談支援センター
〒185-0002 東京都国分寺市東戸倉2-7-26 KOCO・2階
☎：042-320-1300 FAX：042-313-8823

印刷：社会福祉法人東京ココニー

編集後記

3月11日、WHOが新型コロナウイルス感染症のパンデミック宣言を発表し、今も、世界的な猛威を振るっています。日本も三密を避ける「新しい生活様式」が求められました。

多くの人が在宅ワークとなり、各自のパソコンをつないで、リモート会議が始まりました。それは、幼いころ未来を想像したテレビ電話そのものでした。既に、企業の会議で使われていることは知っていました。福祉分野にこんな未来的ないまじりな導入されるとは、想像もありませんでした。新型コロナウイルスがもたらしたものは、悪いものばかりではないなと感じます。

私たちは日々の生活を止めることはできませんが、新型コロナウイルスを正しく恐れて対策を講じながら安心して暮らせる方法を確認していきたいと思っています。事務局編集部

